

雇児発 0607 第 2 号  
平成 29 年 6 月 7 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
( 公 印 省 略 )

平成 29 年度（平成 28 年度からの繰越分）次世代育成支援対策施設整備交付金（児童虐待防止対策等に係る分）及び平成 29 年度（当初予算分）次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議等について

次世代育成支援対策施設整備交付金（以下「本交付金」という。）は、次世代育成支援対策を推進するために都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村（特別区を含む）が策定する都道府県整備計画又は市町村整備計画（以下「整備計画」という。）に基づき実施される児童福祉施設等に関する施設整備事業に交付されるものである。

今般、別添の交付要綱案に基づき、平成 29 年度における本交付金に係る整備計画の協議について、下記のとおり実施することとしたので通知する。

このため、下記 2. の協議対象事業について実施する予定がある場合には、別紙「平成 29 年度（平成 28 年度からの繰越分）次世代育成支援対策施設整備計画協議要綱（児童虐待防止対策等に係る分）」又は「平成 29 年度（当初予算分）次世代育成支援対策施設整備計画協議要綱」に基づき、それぞれ施設整備計画協議書（以下「協議書」という。）について提出いただくようお願いします。

また、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村に対し周知していただくよう併せてお願いします。

記

### 1. 協議書の提出について

協議書は平成 29 年 6 月 16 日（金）までに厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調整係あてに 2 部（原本と写し）提出すること。

### 2. 協議対象事業について

平成 29 年度に実施予定の施設整備事業のうち、今回協議対象とするものは以下のとおりとする。

- (1) 平成 29 年度（平成 28 年度からの繰越分）次世代育成支援対策施設整備交付金（児童虐待防止対策等に係る分）
- (2) 平成 29 年度（当初予算分）次世代育成支援対策施設整備交付金

なお、次の整備事業については、平成 29 年度（平成 28 年度からの繰越分）次世代育成支援対策施設整備交付金（児童虐待防止対策等に係る分）において補助率の嵩上げ等を行っていることから、平成 29 年度中に当該事業の完了が見込まれる場合には、こちらを積極的に活用し児童虐待防止対策等の強化について、強力に推進していただくようお願いする。

ア 一時保護された児童の処遇向上のための環境整備及び児童養護施設等の耐震化等整備の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）

イ 児童養護施設等における小規模化等や自立のための支援の場の整備の交付額の嵩上げ（1.35 倍）

### 3. 策定基準について

次のアからエの基準に照らして十分な審査を行った上、整備計画の内容を精査すること。

#### ア 実態把握に基づく施設整備計画

単に入所児童数の把握にとどまらず、入所等の必要性を調査するなど実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ、施設整備の目的、計画等が具体的であること。

#### イ 用地確保状況の把握及び職員の確保等

契約書等の権利関係を示す客観的資料により、建設用地の確保が確実であること及び地域住民の賛同が得られていること。

また、必要となる職員等の確保が確実であること。

#### ウ 社会福祉法人等の適格性

社会福祉法人等の役員構成、資金計画等が適正であり、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能であること。

#### エ 民間補助金との調整

協議施設が民間補助金の申請と重複していないこと。

#### 4. その他の留意事項について

- (1) 過去において、社会福祉法人からの不誠実な申請等により施設整備費補助金を過大に交付するという事件が発生したことに鑑み、本交付金の整備計画においても、法人役員の構成、資金計画等が適正であるか、建設費等が過大に積算されていないか等について、厳密な審査を行うこと。
- (2) 社会福祉法人の設立を伴う場合は、基本的な法人要件の不備や不適切な資金計画等が生じないように十分留意すること。
- (3) 児童入所施設等にあつては、職員の勤務交代が円滑に行われるよう定員規模を考慮するとともに、児童心理治療施設（児童福祉法改正により平成29年4月1日より「情緒障害児短期治療施設」から名称変更）については、学校教育導入のための体制が整備されているものに厳選すること。
- (4) 整備計画の内容において、2ヵ年以上にわたる事業がある場合は、全体計画と当該年度計画について整備計画を作成すること。  
また、施設の複合化・合築を行う場合は、全体計画と単体部分の整備計画を作成すること。
- (5) 国の補助事業により取得した社会福祉施設等の解体撤去工事費が国庫負担（補助）金の対象事業となる場合は、「次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）交付金に係る財産処分の手続等に関する留意事項について」（平成20年6月12日雇児総発第0612003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）に基づき、同通知別紙の財産処分（取りこわし）協議書を参考として添付すること。
- (6) 本交付金の交付に伴う地方財政措置については、設置主体が各都道府県又は市町村の場合は、国の交付金に見合う地方財政措置が行われ、設置主体が社会福祉法人の場合は、従来の国庫補助事業の法人負担相当分を除き、地方財政措置が行われることとなっているので、所要の財源措置に留意すること。
- (7) 平成28年度以前からの継続事業については、事業内容の更なる精査を図った上で協議すること。  
また、継続事業であっても、2年目以降の国庫補助を確約するものではないので留意すること。
- (8) 実施設計費については、内定後に契約したものについてのみ対象経費として認めること。
- (9) 独立行政法人福祉医療機構の融資制度のうち、以下のアからエの優遇措置については、適用期間を1年間延長し、平成29年度末までの措置となること。

- ア 社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置
- イ スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置
- ウ 社会福祉施設等の津波としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置
- エ アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置

(10) 防犯対策の強化に係る整備事業について

次に掲げる整備等、児童養護施設等の防犯対策を強化する工事を対象とする。

①門、フェンス等の外構の設置、修繕

門、フェンス等の外構の設置、修繕等を行うための整備

②非常通報装置等の設置

警察機関への非常通報装置等を設置するための整備

(対象工事の例示)

- ・ 110 番直結非常通報装置を設置する工事
- ・ カメラ付きインターホンを設置する工事
- ・ 防犯カメラを設置する工事
- ・ 人感センサーを設置する工事
- ・ その他、児童福祉施設等の安全管理に必要なもの

なお、対象となる経費については、「防犯対策に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費」としているため、備品等の購入費用のみの場合は、補助対象とはならない。

・ 防犯マニュアル等の作成について

防犯対策の強化に係る整備事業については、平時において、有事の際の対応方針、職員の役割等を予め構築した防犯マニュアル等の作成に努めること。

(11) 交付対象となる施設整備について

本交付金における施設整備については、自己所有物件に限り交付対象としており、賃貸物件については対象外である。